

令和5年度 教職員互助会 事業一覧

(臨時的任用職員・会計年度任用職員用)

給付事業

本人療養補助金	会員が疾病又は負傷によって療養をしたとき 自己負担額から1件につき1,500円を控除した額を給付(2,000円上限)
家族療養補助金	会員の被扶養者が疾病又は負傷によって療養をしたとき 自己負担額から1件につき1,500円を控除した額を給付(1,000円上限)
入院療養手当金	会員が療養のため連続5日以上入院したとき 1日につき800円を給付
弔 慰 金	会員やその家族が死亡したとき ●会員本人のみ 10,000円
セカンドライフ 助 成 金	会員が退職(死亡を含む)等によって、会員資格を失ったとき在会中に掛けた掛金相当額の50%を給付
退職互助部 加入積立給付金	会員が退職(死亡を含む)等によって、会員資格を失ったとき在会中に掛けた退職互助部加入積立相当額を給付

厚生事業

宿 泊 補 助	会員及びその扶養認定配偶者が親睦やリフレッシュを目的に指定宿泊施設に宿泊したとき補助 ●年度内の総泊数 5 泊まで (県内 2,500円/県外 2,000円/九州・山口の共済組合施設 3,000円)
鑑 賞 補 助	会員がスポーツやコンサート等の鑑賞をしたとき入場料金の一部を補助 ●年度内 2 回まで (2,000円以上の入場料金の半額/2,000円上限)

■ 全教互会員証割引事業 … 会員並びに家族を対象にした会員証割引事業(黄色のカード)